

2022年5月26日

各位

会社名 U n i p o s 株式会社  
代表者名 代表取締役社長CEO 田中 弦  
(コード番号: 6550 東証グロース)  
問合せ先 執行役員経営管理部長 甘利 伸明  
(TEL. 03-6773-5038)

定款の一部変更（本店所在地の変更及び電子提供措置に係る定款変更）に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日付で行われた会社法第370条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）において、「定款一部変更の件（本店所在地の変更に係る定款変更）」及び「定款一部変更の件（電子提供措置に係る定款変更）」を2022年6月29日開催予定の当社第10回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 本店所在地の変更に係る定款変更

当社は2022年2月、オフィスコストの大幅な圧縮と、SaaS事業専門の事業会社として生産性向上を実行するため、オフィスを移転しました。移転先である青山オーバルビルは、当社の資本業務提携先であるSansan株式会社の本社所在地であり、当社はSansan株式会社との関係性をより深め、更なるシナジーを追求していく次第でございます。これに伴い、本店所在地に関する定款変更を行うものであります。

(2) 電子提供措置に係る定款変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (a) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (b) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (c) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (d) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

定款変更案

(下線は変更箇所を示しております。)

(1) 本店所在地の変更に係る定款変更

現行定款	変更案
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(2) 電子提供措置に係る定款変更

現行定款	変更案
<p><u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則 第1条 1. 現行定款第15条の規定の削除および変更案第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内に開催される株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有するものとする。 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以上